

取手市立戸頭中学校 いじめ防止基本方針(概要)



いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行う。また、令和5年4月施行のこども基本法の4原則として「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「児童の意見の尊重」「児童の最善の利益」の基、生徒が安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆組織として未然防止に取り組む

- ・定例の「いじめ防止対策委員会」と学年や学級との情報共有、管理職との速やかな報告・連絡・相談・確認を徹底します。
- ・生徒や保護者との円滑な情報収集や提供を心がけます。

☆生徒のよさを伸ばす教師のかかわり

- ・「目をかけ、気にかけ、声をかけ」を日常的に実践し、教師と生徒とのよりよい人間関係を構築します。そして指導を聞き入れ、正しいことが正しく通る学校環境の醸成に努めます。

☆授業における生徒指導

- ・「学習規律の確立」と全ての生徒が参加でき活躍できわかる授業づくりに努めます。

☆互いを認め合う集団づくり

- ・道徳の授業や学級活動を通し、支援的風土づくりを大切にし、思いやりの心の育成を図ります。
- ・学校フォーラムをはじめ、道徳の授業や生徒が主体的に企画運営する学校行事を通して自己有用感や自己肯定感を育てます。

戸頭中学校の目指す生徒像

- ◎【思いを形に】しようと、何度でも挑戦し続ける生徒
- ◎強い意志と勇気を持ち努力する生徒
- ◎興味や関心を持ち、夢中になって取り組む生徒

それって…いじめ？（早期発見）

☆いじめ防止対策委員会での検討

- ・大勢の目で当該生徒を見守ります。

☆学校生活調査と教育相談の実施

- ・生徒の人間関係を把握し、悩み事を吸い上げます。また、相談員やスクールカウンセラーとの連携も図ります。

☆生徒指導だよりでの保護者への啓発

- ・定期的にいじめ防止の啓発を図る内容や情報モラルに関する内容を記載し、気軽に相談や通報ができる体制をつくります。

☆ネットを通じてのいじめに対する対策

- ・生徒、保護者への情報モラルの研修会を実施します。

もしも… いじめが…（早期対応）

対応として次のことをします！

- ☆チームで取り組みます。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。

相談体制

いつでも どこでも 誰にでも

◆戸頭中学校

（担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭 等）

TEL 0297（78）0380

◆取手市子育て支援課

TEL 0297（74）2141

◆取手市教育総合支援センター

TEL 0297（63）2537

◆いじめ・体罰解消サポートセンター

TEL 029（873）6770